

鳥取縣公報

縣令

昭和二十二年五月二日 金曜日
第千八百五號

本書ノ大キサハ國定規格5A列

鳥取縣令第三十七號

明治三十八年六月鳥取縣令第二十一號「警察ノ許可ヲ受ケタル營業者ヲ廢業者ト看做ス件」はこれを廢止する。

昭和二十二年五月二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣令第三十八號

昭和十八年八月鳥取縣令第四十九號諸車旅客運送營業取締規則中次のように改正する。

昭和二十二年五月二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

第三條第二項中「妻ナルトキハ夫」を削除する。

第六條第四號中「十日以上」を「三十日以上」に改める。

第二十一條乃至第二十三條を削除する。
第二十四條第一號中「第二十二條」及び同第三號中「第二十三條」を削除する。

附 則

本令は昭和二十二年五月三日からこれを施行する。

鳥取縣令第三十九號

昭和二十二年二月鳥取縣令第十八號寄附金募集規則はこれを廢止する。

昭和二十二年五月二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

告 示

鳥取縣告示第六十五號

鳥取縣都市計劃施行地域審査委員會規程を次の様に定める

昭和二十二年五月二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣都市計劃施行地域審査委員會規程

第一條 本委員會は鳥取縣都市計劃施行地域審査委員會(以下單に委員會と稱す)と稱し事務所を縣廳農地課内に置く。

第二條 本委員會は知事の監督に屬し知事の諮問に應じ自作農創設特別措置法第五條第四號による土地區劃整理施行地區内の特定地域指定に關する重要事項を調査審議するを目的とする。

第三條 本委員會は會長及び委員若干名を以てこれを組織する。

第四條 本委員會の會長は知事を以てこれに充てる。

第五條 本委員會の委員は次のように知事が委嘱する。

- 一、縣農地委員會委員 一號 一名
- 同 二號 一名
- 二、縣單位の農民組合等の自主的農民組織の代表者 一名
- 三、都市計劃地方委員會委員 一名

四、農地部長土木部長

第六條 本委員會の委員には前條各號の外、關連市町村の市町村(地區)農地委員會の小作側委員から互選されたる者一名及び土地區劃整理代表者一名を臨時委員として参加せしめる。

但し都市計劃法第十六條の施設の場合には臨時委員として土地區劃整理施行者に代わり施設の事業施行者又は施行豫定者或はその代理者一名を参加せしめる。

第七條 委員の任期は昭和二十三年十二月三十一日迄とする。

但し特別の事由ある場合に於ては任期中と雖もこれを解任することは妨げない。

第八條 會長は會務を總理する。

會長事故あるときは會長の指命する委員、會長の職務を代理する。

第九條 本委員會に幹事を置き會長これを任命「免」又は委嘱す。幹事は會長の指揮を承け庶務を整理する。

第十條 本委員會に書記を置き會長これを任命又は委嘱す

る。書記は上尙の指揮を承け庶務に従事する。

附 則

本規程は公布の日からこれを施行する。

鳥取縣告示第百六十六號

無試験檢定により昭和二十二年三月三十一日左記の通り國民學校教員免許狀を授與した。

昭和二十二年五月二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

元國民學校本科訓導(該當資格)

免許狀番號	氏 名	免許狀番號	氏 名
五〇八二	谷本 六郎	五〇八三	松原 正
五〇八四	山中 勇	五〇八五	松本文子
五〇八六	鷹松美代子	五〇八七	山口千秋
五〇八八	種部 政雄	五〇八九	仲津 定義
五〇九〇	福吉 春雄	五〇九一	杉信 靜江
五〇九二	本間 知之	五〇九三	杉谷 孝
五〇九四	河原條 克色	五〇九五	森田 武雄
五〇九六	片桐 光成	五〇九七	渡邊 潔

五〇九八	越河 繁明	五〇九九	佐藤 吉美
五二〇〇	尾嶋 富之助	五二〇一	本城 岩藏
五二〇二	岡本 雪江	五二〇三	江谷 ひろ子
五二〇四	塚根 喜代藏	五二〇五	引田 早苗
五二〇六	山田 君香		
三六六九	瀧本 榮	三八七〇	恩田 豊明
三八七一	中森 善治	三八七二	植田 義一
三八七三	林 政隆	三八七四	石川 みつ子
三八七五	米原 幸恵	三八七六	橋本 百合子
三八七七	小林 多み子	三八七八	井勝 きく江
三八七九	大村 義子	三八八〇	中島 陽子
三八八一	岡本 孝子	三八八二	岡田 聰子
三八八三	竹歳 郁子	三八八四	濱田 淑子
三八八五	高橋 弘	三八八六	谷口 小夜子
三八八七	本池 富江	三八八八	尾高 良子
三八八九	栗崎 彰	三八九〇	小矢野 順子
三八九一	松島 八千代	三八九二	妹尾 匡乃

初等科訓導

三八九三	黒瀬 信男	三八九四	杉谷 マス
三八九五	本間 春子	三八九六	山川 康子
三八九七	木田 あき江	三八九八	櫻井 守
三八九九	杉信 美智枝	三九〇〇	北村 あやめ
三九〇一	山根 満智子	三九〇二	坂本 博美
三九〇三	谷口 照子	三九〇四	今田 徳子
三九〇五	山崎 小乃恵	三九〇六	田中 稔子
三九〇七	蘆立 みつえ	三九〇八	西田 四郎
三九〇九	青戸 二葉	三九一〇	鳥越 雪江
三九一一	荒井 茅子	三九一二	井上 富子
三九一三	吉岡 尙正		
専科訓導			
一七八一	門永 初藏	一七八二	吉岡 壽
一七八三	村岡 一郎	一七八四	濱田 幸
一七八五	遠藤 侃	一七八六	角 潔
一七八七	山根 五郎		
三二〇八	本池 明	三二〇九	飛村 幸重

三二一〇	田栗 光子	三二一一	竹中 俊子
三二一二	岩瀬 冊子	三二一三	竹中 勉
三二一四	西川 嘉代子	三二一五	谷 敏子
三二一六	若松 克子	三二一七	田中 初野
三二一八	高野 節	三二一九	紙野 登美子
三二二〇	松島 壬生江	三二二一	澤村 禮子
三二二二	長田 澄子	三二二三	後藤 久枝
三二二四	山田 政枝	三二二五	長田 春恵
三二二六	山本 静江	三二二七	山岡 美代子
三二二八	村田 寛子	三二二九	中林 鈴子
三二三〇	太田 徳恵	三二三一	稻垣 恵美子
三二三二	近藤 幾子	三二三三	山下 豊
三二三四	陶山 道夫	三二三五	河本 次雄
三二三六	米澤 清昭		

鳥取縣告示第百六十七號
 昭和二十二年三月二十日左の通り國民學校教員免許狀を授與した。
 昭和二十二年五月二日

鳥取縣知事	西 尾 愛 治
免許番號	氏 名
五二〇七	寺谷 雅夫
鳥取縣告示第百六十八號	
動力糶摺業免許者中左記の通り廢業届出があつた。	
昭和二十二年五月二日	
鳥取縣知事	西 尾 愛 治
免許番號	住 所 氏 名
九一一	西伯郡夜見村三五八番地 松本 勝美
鳥取縣告示第百六十九號	
昭和二十二年四月三十日左記の者に對し動力糶摺業免許證を下附した。	
昭和二十二年五月二日	
鳥取縣知事	西 尾 愛 治
免許番號	住 所 氏 名
一、六五〇	東伯郡泊村字高地一四番屋敷 山吉 藏
一、六五一	日野郡江尾村字柿原六七八番地 清水 幸壽

六五二	同	小江尾六八五番地	長瀬 貞彦
六五三	同	江尾一〇八番地二	川端 兼市
六五四	同日野村字別所一〇四二ノ一番地	加藤 久男	
六五五	同	榎市六番屋敷	遠藤 武一
六五六	同	榎三三七番地	宇田 實美
六五七	同	安原二九八番地	松原 正義
六五八	同	下榎五八九番地	遠藤 岩
六五九	同	江尾村字久連 六四番地	水下 隆義
六六〇	同	柿原四〇六番地	白川 浩
六六一	同	江尾二二〇四番地	道下 友義
六六二	同	代川三三七番地	高木 達近
六六三	同	東伯郡下北條村字米里二〇六番地	山本 幸藏

鳥取縣告示第百七十號
 家畜傳染病豫防法第七條の規定により左の區域内に飼養する生後三ヶ月以上の牛馬に對し炭疽病豫防注射を施行するから、該當牛馬の所有者又は管理者は所定の日時及び場所にてこれを牽付け注射を受けなければならぬ。
 昭和二十二年五月二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

記

注射月日 注射區域 注射場所 牽付時刻

自五月九日 東伯郡成美村 成美村檢診場 十時迄

五月十二日 同 安田村 安田村同 同

五月十三日 同 赤碓町 赤碓町同 同

自五月十四日 同 以西村 以西村同 同

至五月十五日 同 以西村 以西村同 同

◇鳥取縣告示第七十一號

家畜傳染病豫防法第七條の規定により左の區域内に飼養せられる生後三ヶ月以上の畜牛に氣腫疽豫防注射を施行するから、當該畜牛の所有者又は管理者は所定の日時及び場所から、當該畜牛を牽付け注射を受けなければならない。

昭和二十二年五月二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

注射月日 注射區域 注射場所 豫定頭數 牽付時刻

五月七日 中北條村一圓 中北條村 三〇〇頭 自八時 至十三時

◇鳥取縣告示第七十二號

玉蘭、屑蘭、副蠶絲及び眞綿統制規則第二條による蘭の取扱いを業とする者を次のように指定する。

昭和二十二年五月二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣副蠶絲商協同組合

◇鳥取縣告示第七十三號

玉蘭、屑蘭、副蠶絲及び眞綿統制規則第二條による副蠶絲の取扱いを業とする者を次のように指定する。

昭和二十二年五月二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣副蠶絲商協同組合

南 家 精 一

◇鳥取縣告示第七十四號

玉蘭、屑蘭、副蠶絲及び眞綿統制規則第二條による眞綿の取扱いを業とする者を次のように指定する。

昭和二十二年五月二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣眞綿商工業協同組合

昭和二十二年五月二日印刷
昭和二十二年五月二日發行

鳥取縣公報 (昭和四年四月十五日) (第三種郵便物認可)

鳥取縣鳥取市東町取
鳥取縣鳥取市西町取
鳥取縣鳥取市南町取
鳥取縣鳥取市北町取
鳥取縣鳥取市東町取
鳥取縣鳥取市西町取
鳥取縣鳥取市南町取
鳥取縣鳥取市北町取